

【後見事務の終了の手続】

Q 18 未成年者が成年に達しました。どうすればよいですか。

- 1 未成年者が成人して 10 日以内に、未成年者の本籍地または後見人の住所地の市区町村役場に後見が終了した旨の届出をしてください。
- 2 成人して 2 か月以内に管理財産を計算（精算）してください。
- 3 管理財産の計算（精算）後、すみやかに以下のものを裁判所に提出してください。
 - (1) 未成年後見事務報告書（終了報告）（60 頁、書式 10）
 - (2) 財産目録（終了報告用）（62 頁、書式 11）
 - (3) 未成年者の預貯金通帳のコピー
すべての通帳について記帳した上で、表紙、表紙をめくってすぐの見開きページ及び前回の定期報告以降の取引履歴部分のコピーを提出してください。前回の定期報告以降、変動がなかった場合も提出してください。
 - (4) 財産の引継ぎに関する報告書（64 頁、書式 12）
後見人が保管していた未成年者の財産及び関連する通帳、証書、資料等を、未成年者に引き継ぎ、「財産の引継ぎに関する報告書」を作成し、提出してください。財産の引継ぎについては、35 頁、Q22 を参照してください。
- 以下のは所有している場合のみ提出してください。
 - (5) 最新の有価証券取引残高報告書のコピー
 - (6) 最新の固定資産評価証明書または納税通知書等のコピー
 - (7) 最新の生命保険等に関する保険証券のコピー
 - (8) 最新の債権・負債に関する明細書のコピー
- 4 後見人が報酬を求める場合は、3 の書類の提出にあわせて報酬付与の申立てをしてください。必要書類は、23 頁、Q11 記載の(1)から(4)です。

【後見事務の終了の手続】

Q 19 未成年者が成年に達する前に婚姻しました。どうすればよいですか。

- 1 未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなされ（民法第753条），後見は終了します。後見人は、成年に達したとみなされた日から10日以内に、未成年者の本籍地または後見人の住所地の市区町村役場に後見が終了した旨の届出をしてください。
- 2 成年に達したとみなされた日から2か月以内に管理財産を計算（精算）してください。
- 3 管理財産の計算（精算）後、すみやかに以下のものを裁判所に提出してください。
 - (1) 未成年者の婚姻した旨の記載のある新しい戸籍謄本
 - (2) 未成年後見事務報告書（終了報告）（60頁、書式10）
 - (3) 財産目録（終了報告用）（62頁、書式11）
 - (4) 未成年者の預貯金通帳のコピー
すべての通帳について記帳した上で、表紙、表紙をめくってすぐの見開きページ及び前回の定期報告以降の取引履歴部分のコピーを提出してください。前回の定期報告以降、変動がなかった場合も提出してください。
 - (5) 財産の引継ぎに関する報告書（64頁、書式12）
後見人が保管していた未成年者の財産及び関連する通帳、証書、資料等を、未成年者に引き継ぎ、「財産の引継ぎに関する報告書」を作成し、提出してください。**財産の引継ぎについては、35頁、Q22を参照してください。**
- 以下のは所有している場合のみ提出してください。
 - (6) 最新の有価証券取引残高報告書のコピー
 - (7) 最新の固定資産評価証明書または納税通知書等のコピー
 - (8) 最新の生命保険等に関する保険証券のコピー
 - (9) 最新の債権・負債に関する明細書のコピー
- 4 後見人が報酬を求める場合は、3の書類の提出にあわせて報酬付与の申立てをしてください。必要書類は、23頁、Q11記載の(1)から(4)です。

【後見事務の終了の手続】

Q 2 0 未成年者との養子縁組などにより、未成年者に親権を行使できる人ができました。どうすればよいですか。

未成年者が養子縁組をしたり、親権を喪失し、または停止されていた実親の親権が回復したりするなどして、未成年者に親権を行使できる人ができた場合、後見は終了します。後見人は次の手續をしてください。

1 後見の終了事由が発生した日から10日以内に、未成年者の本籍地または後見人の住所地の市区町村役場に後見が終了した旨の届出をしてください。

2 後見の終了事由が発生した日から2か月以内に管理財産を計算（精算）してください。

3 管理財産の計算（精算）後、すみやかに以下のものを裁判所に提出してください。

- (1) 未成年者の新しい戸籍謄本
- (2) 未成年後見事務報告書（終了報告）（60頁、書式10）
- (3) 財産目録（終了報告用）（62頁、書式11）
- (4) 未成年者の預貯金通帳のコピー

すべての通帳について記帳した上で、表紙、表紙をめくってすぐの見開きページ及び前回の定期報告以降の取引履歴部分のコピーを提出してください。前回の定期報告以降、変動がなかった場合も提出してください。

- (5) 財産の引継ぎに関する報告書（64頁、書式12）

後見人が保管していた未成年者の財産及び関連する通帳、証書、資料等を、未成年者の親権者に引き継ぎ、「財産の引継ぎに関する報告書」を作成し、提出してください。**財産の引継ぎについては、35頁、Q22を参照してください。**

以下のものは所有している場合のみ提出してください。

- (6) 最新の有価証券取引残高報告書のコピー
- (7) 最新の固定資産評価証明書または納税通知書等のコピー
- (8) 最新の生命保険等に関する保険証券のコピー
- (9) 最新の債権・負債に関する明細書のコピー

4 後見人が報酬を求める場合は、3の書類の提出にあわせて報酬付与の申立てをしてください。必要書類は、23頁、Q11記載の(1)から(4)です。

【後見事務の終了の手続】

Q 2 1 未成年者が死亡しました。何か手續は必要ですか。

- 1 未成年者の死亡により後見は終了します。後見人は、死亡の日から 10 日以内に、未成年者の本籍地または後見人の住所地の市区町村役場に後見が終了した旨の届出をしてください。
- 2 未成年者の死亡の日から 2 か月以内に管理財産を計算（精算）してください。
- 3 管理財産の計算（精算）後、すみやかに以下のものを裁判所に提出してください。
 - (1) 未成年者の死亡診断書または死亡した旨の記載のある戸籍謄本
 - (2) 未成年後見事務報告書（終了報告）（60 頁、書式 10）
 - (3) 財産目録（終了報告用）（62 頁、書式 11）
 - (4) 未成年者の預貯金通帳のコピー
すべての通帳について記帳した上で、表紙、表紙をめくってすぐの見開きページ及び前回の定期報告以降の取引履歴部分のコピーを提出してください。前回の定期報告以降、変動がなかった場合も提出してください。
 - (5) 財産の引継ぎに関する報告書（64 頁、書式 12）
後見人が保管していた未成年者の財産及び関連する通帳、証書、資料等を、未成年者の相続人の一人に引き継ぎ、「財産の引継ぎに関する報告書」を作成し、提出してください。財産の引継ぎについては、35 頁、Q 2 2 を参照してください。
- 以下のは所有している場合のみ提出してください。
 - (6) 最新の有価証券取引残高報告書のコピー
 - (7) 最新の固定資産評価証明書または納税通知書等のコピー
 - (8) 最新の生命保険等に関する保険証券のコピー
 - (9) 最新の債権・負債に関する明細書のコピー
- 4 後見人が報酬を求める場合は、3 の書類の提出にあわせて報酬付与の申立てをしてください。必要書類は、23 頁、Q 1 1 記載の(1)から(4)です。